

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から52年9月まで

私の父親の仕事の関係で、昭和53年4月から56年3月までの間、A町に住んでいた時、私の父親の勤務先に、役場から私の国民年金加入を勧める電話があったので、母親が54年の冬ごろに、国民年金の加入手続を行い、私が社会人となった50年4月までさかのぼって国民年金保険料を納付した。このことは、納付に行き帰った母から聞いたのではっきり覚えている。

申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったとする昭和54年以降、申立人は、住所地を56年4月にA町からB市に、58年4月にB市からC市に異動していることが戸籍の附票により確認でき、C市が保管する国民年金被保険者名簿においては、申立期間はすべて納付済みと記録されていることが確認できる。

また、申立人は、「母が私の国民年金加入手続を行った時期は、昭和54年の冬ごろで、その際に50年4月までさかのぼって保険料を一括納付した。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和54年12月であること、特殊台帳及びA町保管の国民年金被保険者名簿により、申立期間直後の52年10月から54年12月までの期間の保険料が54年12月21日に過年度納付及び現年度納付されていること、及び申立人の母親が保険料を一括納付したとする時期は、第3回特例納付実施期間であることが確認できることから、申立人の主張に不自然さは見られず、申立人の母親が、申立期間の保険料を特例納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和26年11月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円にすることが必要である。

なお、事業主の、申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年11月27日から27年3月13日まで
私は、昭和24年8月1日から60年11月7日まで一度も退職することなく、A社に勤務していた。

オンライン記録によると、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

申立期間については、転勤した時期ではあったが離職した覚えは無く、継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の加入を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した証明書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が、昭和24年8月1日から60年11月7日まで、継続して同社に勤務していたことが確認できるとともに、同証明書により、申立人はA社C支店から同社B支店へ26年11月27日付けで転勤していることが確認できる。

また、A社は、「申立人について、厚生年金保険料を昭和24年9月から60年11月までの在籍期間において、給与天引きしていた。」と回答していることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における資格取得時（昭和27年3月13日）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和53年9月21日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、5万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年9月21日から54年2月4日まで

私は、昭和53年6月ごろにA社に就職し、54年10月まで織物（機械織）の仕事をしていましたが、今回のねんきん特別便で申立期間におけるA社の厚生年金保険加入記録が無いことが分かった。

私は、仕事が変わる度に年金の切替え手続きを行い、途切れることなく厚生年金保険もしくは国民年金のいずれかの制度に加入してきた。

申立期間の保険料は給与から控除されていたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社の役員の供述から、申立人は、昭和53年6月5日から、3か月の試用期間を含む54年10月3日までの期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、国民年金被保険者台帳及びB市が保管する国民年金被保険者名簿の記録により、昭和53年9月の国民年金保険料が同年12月16日に、同年10月から同年12月までの期間に係る国民年金保険料が58年2月24日に還付されていることが確認できる上、B市の国民年金被保険者名簿において、資格喪失年月日欄に「昭和53年9月21日」、理由欄に「厚」、勤務先名称欄に「A」及び申立人の申立事業所における被用者年金記号番号の記載が確認できること

から、当該期間の国民年金保険料の還付は、厚生年金保険との重複加入を理由に行われたものであると認められる。

この国民年金保険料の還付について、B市では、「申立期間当時、保険料の還付に係る手続は、社会保険事務所（当時）へ厚生年金保険の加入記録について照会を行い、合理性、妥当性を検証した結果、社会保険事務所から市を經由して国民年金保険料の還付請求書を送付し、申立人から提出のあった当該請求書を社会保険事務所に進達していた。」としていることから、社会保険事務所では、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことを確認したものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和53年9月21日にA社における厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行っていたと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における資格取得時の昭和54年2月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から5万2,000円とすることが妥当である。

宮崎国民年金 事案 408（事案 148 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 9 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月から 61 年 3 月まで
社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間については、保険料の納付事実が確認できない旨の回答をもらった。

私は、昭和 61 年 4 月に妻と一緒に国民年金に加入し、その後、妻が申立期間に係る国民年金保険料全額を納付したと記憶している。

申立期間は、厚生年金保険第 4 種被保険者の資格喪失後から基礎年金制度導入前の期間に当たり、また、私は、申立期間以後 60 歳になるまで、国民年金保険料は遅滞なく全額納付しており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 6 月 5 日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、及び申立期間は旧国民年金法では任意加入しなければ国民年金被保険者とならない期間となるが、申立期間中に住所地があった A 市の記録でも、当該期間中に申立人が任意加入被保険者資格を取得したことは確認できないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき年金記録の訂正は必要でないとする通知が平成 20 年 6 月 11 日付けで行われている。

申立人は、保険料納付を示す資料として新たに「厚生年金保険第 4 種被保険者資格喪失についての通知」を提出し、申立内容について、保険料の納付を開始したとする時期を昭和 61 年 4 月から昭和 60 年度末に、また、納付したとする金額を 38 万円から 3 万 8,000 円に変更しているが、

これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、
その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないこ
とから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認
めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年10月から62年3月まで

私は、結婚した後の昭和57年4月から、継続して国民年金保険料を夫の分と一緒に銀行で納付書により納めてきた。

しかしながら、被保険者記録では、申立期間について、夫は納付済みとされているのに、私の分だけ申請免除及び未納とされている。

昭和63年7月からは、夫の失業等もあって夫婦揃って保険料の免除を申請したことを記憶しているが、それまではその制度があることさえ知らなかった。

申立期間の国民年金保険料について、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が、昭和57年4月から、夫婦二人の保険料を継続して納付していた。」と主張しているが、A市保管の国民年金収納状況一覧表によると、申立期間のうち昭和58年10月から昭和61年3月までの期間については、申立人及び申立人の夫の二人とも保険料の免除申請を行っていることが確認できる。

また、A市によると、「保険料の免除は被保険者からの申請に基づき行われていた。」としているが、申請書は保存期間満了のため既に廃棄されていることから、当該申請の具体的な内容については確認することができない。

さらに、申立人は、「ほとんどの期間について、銀行で納付書を持参して夫婦二人の保険料を継続して納付していた。」と主張していることから、申立てのとおりであるなら、申立期間の3年6か月に渡って、相当の回数を納付したと考えられるが、そのすべてについてA市及び社会保険庁（当時）の記録から抜け落ちたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から同年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から同年6月まで

私は、昭和63年の春ごろにA市役所に国民年金保険料の申請免除について電話で問い合わせをしたところ、「免除の手続きはいつでも行うことができ、年に1回すればよい。」と言われたため、後日夫婦で市役所に出向き、私の申請免除の手続きを行った。

申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和63年の春ごろはA市に在住し、A市役所で申請免除の手続きを行った。」と申し立てているが、戸籍附票によると、申立人は、申立期間当時、住所地をB市から異動しておらず、申立期間後の昭和63年10月25日にB市からC市に、平成元年2月21日にC市からA市に住所を異動していることが確認できるとともに、A市保管の国民年金被保険者名簿においても申立人は、元年2月21日にC市からA市へ転入していることが確認できることから、申立期間当時、住所異動の手続きをしていない申立人は、A市役所で申立期間の国民年金保険料について申請免除の手続きを行うことはできなかったものと考えられ、申立内容には不自然さが見られる。

また、オンライン記録及びC市保管の国民年金被保険者履歴によると、申立人は、昭和63年10月に申立期間直後の同年7月から平成元年3月までの免除の申請をC市で行っていることが確認できるところ、当該申請を行った時点では、申立期間はすでに納付期限を過ぎているため、申請免除の対象とはならず、未納と処理されたと考えるのが自然であり、申立人は免除の申請を行ったとする時期及び場所を誤認している可能性がうかがえる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年2月から5年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月から5年7月まで

私は、平成元年10月にA市役所で国民健康保険の加入手続の際、「国民年金の加入は義務である。」と説明されたため、国民年金に加入し、未納期間の保険料もさかのぼって納付した。その後、B社に就職し、社会保険に加入したが、平成3年2月に退職後、すぐに国民年金に再加入した。

申立期間の2年ほどは、派遣社員として在籍していた会社から、社会保険に加入できないため、国民年金の加入を勧められるとともに、民生委員であった母親からも国民年金により救われた事例をたびたび聴かされ、強く加入を勧められていたことを記憶している。

申立期間については、すべて口座引き落としにより保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B社を平成3年2月に退職後、すぐに国民年金に再加入した。」と主張しているところ、申立人が加入手続の際に提出したとする年金手帳の国民年金の記録欄には、被保険者となった日の記載が無い上、申立人は、「申立期間後から勤務しているC社に就職した際には、国民年金の喪失届を提出していない。」としており、ほかに申立人が国民年金に再加入したことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人が、平成3年1月に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、国民年金の加入手続を行ったとは考え難い。

また、申立人は「平成3年2月、国民健康保険に加入申込みのとき、国民年金も同時に加入した。」と主張しているが、オンライン記録等により、申立期間の当初はB社在籍時における継続療養の記録があること及び国民健康保険の加入日が平成3年8月27日であることが確認できる上、

申立人は、後日、「国民健康保険とは別々に加入した。」と主張を訂正するなど、申立人の主張内容には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人は、「口座振替で国民年金保険料を納付した。」と主張しているが、申立人が口座振替を依頼したとするD銀行E支店は、預金取引履歴の保存期間が経過しているため、保険料の納付状況が不明であるとしているものの、仮に、口座振替により保険料の収納ができない状況が生じた場合、A市役所及び金融機関が30か月もの長期間にわたり、これを未処理のまま放置していた可能性は極めて低いと考えられることから、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を口座振替で納付していたとは考え難い。

加えて、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す預金通帳及び関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮崎厚生年金 事案 364 (事案 232 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月1日から36年4月1日まで

私は実兄の友人で炭鉱組合の書記長であった方の紹介で、申立期間中、A社における金山の採掘作業を請け負うB事業所において約1年間坑内作業に従事した。

私がB事業所に雇用されていたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚の厚生年金保険被保険者記録から、申立事業所は、申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所であったB事業所と認められるところ、当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間及びその前後の期間に、申立人が厚生年金保険被保険者であったことを示す申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠落も無いこと、及び申立人が名前を挙げた同僚についても、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できない上、B事業所では、「従業員名簿等当時の資料が無い。」としていることなどから、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況、保険料の納付状況が不明であること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正は必要でないとする通知が平成21年2月12日付けで行われている。

申立人は、申立内容について、「昭和35年4月22日から36年4月1日まで」としていた申立期間を「昭和35年5月1日から36年4月1日まで」に変更し、「100人ほど従業員がいた。」といていた従業員数を「40人ほど従業員がいた。」に変更しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認

められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 31 日から 40 年 8 月 26 日まで

私は、花嫁修業のためA社を退職し、郷里のB市に帰省した。今回、「ねんきん特別便」が来て、社会保険事務所（当時）に相談に行ったところ、申立期間については脱退手当金が支給されていることを初めて知った。

私は脱退手当金を受給した記憶は無く、請求した覚えも無い。申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には「脱 C」と押印されていることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から1か月以内の昭和 40 年 9 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人が、申立期間に勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期（昭和 35 年 2 月 6 日から同年 4 月 30 日まで）に被保険者資格を取得した脱退手当金の受給資格を満たす女子従業員 443 人のうち、40 年中に資格喪失し、その後1年以内に被保険者資格を再取得していない者 23 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含め 18 人について同社退職時における脱退手当金の支給記録が確認で

き、1人を除く17人は退職後6か月以内に支給決定がなされている。

加えて、上記脱退手当金の支給記録がある者のうち、脱退手当金の支給日が同日である者が複数確認できるとともに、連絡先が把握できた同僚のうち複数の者が、「会社が代理請求してくれた。」、「被保険者証に『脱』の表示があった。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。